

要介護認定者の方も税の障害者控除を受けられる場合があります

左記の対象に該当する方または、扶養親族に対象者がいる方は所得税や市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。福祉事務所で「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告の際にこの認定書を提示してください。一定金額を所得から差し引くことができます。

●対象となる方 65歳以上の要介護認定者（要介護1～要介護5）で身体・知的障害者に準ずる状態にある方。

※申請や認定基準などの詳細については福祉事務所、具体的な控除額など、税の詳細については税務課までお問い合わせください。

●申請窓口 福祉事務所（福岡蔵本字茶園62―1 総合福祉センター内）

福祉事務所社会福祉係

22―1400

税務課市民税係

22―1313

経済産業省の調査でアスベスト含有家庭用品が判明しました

経済産業省が実施した調査で、家庭用製品メーカー185社で製造した洗濯機などの電気製品や、ファンヒーターといったガス・石油製品機器など774製品で、ごく一部にアスベストを使用していることが判明しました。

これらの製品のうち、通常の使用においてアスベストが飛び散る可能性があるものは6製品で、電気火鉢の石綿灰とともに販売していた灰に含まれるものですが、いずれも昭和41年までに販売を終了しています。詳しくは、製造元に直接確認するか、次の機関までお問い合わせください。

●環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

03―3581―3351

アスベスト含有家庭用品を処理する場合、そのままの状態で通常の分別方法により処分してください。

生活環境課 22―1314

建築基準法による建築物の中間検査制度がスタートします

過去の地震による建物被害の原因の一つに施工不良が指摘されています。このため、宮城県では安全な建物が建築されるよう、12月から工事中の建物を検査する中間検査制度をスタートしました。

12月1日以降に建築確認申請を行った左記の建築物が中間検査の対象となります。検査工程や手数料などの詳細についてはお問い合わせください。

●対象建築物

①木造住宅（二戸建て、長屋、共同住宅）

②木造3階建て以上の建築物

③木造以外で3階建て以上の共同住宅や病院、旅館、集会場など、多数の人々が利用する建築物

※小規模増築などは対象外です。

宮城県建築宅地課建築指導班

022―211―3243

宮城県大河原土木事務所建築班

0224―53―3918

納めた国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります

確定申告の際には控除証明書を
持参してください

国民年金保険料は、平成18年1月から12月までの1年間に納めた金額が社会保険料控除の対象となります。

既に1月から9月まで納めた分については、11月上旬に社会業務センターから「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を郵送しています。年末調整や申告の際には、必要書類にこの証明書を10月から12月までの領収書または納付済通知書と一緒に添付して手続きを行ってください。

※免除期間や過去に納め忘れていた保険料を納めた場合も控除の対象になります。

また、家族の分を納めた場合は、納めた方がその分を申告できます。

■「控除証明書専用ダイヤル」を
ご利用ください

控除証明書が届かない場合または紛失した場合は、左記にご連絡ください。

●控除証明書専用ダイヤル

0570―00―9911

大河原社会保険事務所

0224―51―3111

市民課国民年金相談係

22―1312

電話のユニバーサルサービス制度がスタートします

全国で提供されている加入電話や公衆電話、緊急通報などの電話サービスは、電気通信事業法に定められたユニバーサルサービスです。NTT東日本・西日本が提供しているこれらのサービスは、携帯電話やIP電話の普及と電話サービスの競争の進展に伴い、通話料金が大幅に安くなりましたが、一方でユニバーサルサービスの提供費用が不足したため、このたび、固定電話や携帯電話、PHS、IP電話などの電話会社56社が協力し費用を出し合う「ユニバーサルサービス制度」がスタートすることとなりました。

この制度の負担金は、最終的には利用者からの料金収入によって賄われます。このため、事業者が当該負担金を経営努力によって内部吸収するか、利用者に対して新たな負担を求めるかについては、個々の経営判断により決定されます。詳細はご利用の電気通信事業者にお問い合わせください。総務省のホームページにも制度の詳細を掲載しています。

●ホームページURL

<http://www.soumu.go.jp/joho-tsusin/universal/service/index.html>

東北総合通信局電気通信事業課

022―221―0630

製造業事業所の皆様へ 統計調査にご協力ください

経済産業省では、12月31日現在で平成18年工業統計調査を実施します。本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いしますので、皆様のご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

企画情報課 22―1324

検察審査会をご存じですか？

検察審査会は、選挙権を有する一般国民から選ばれた11人の検察審査員が、いわば国民を代表して、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査することを主な仕事にしているところで、刑事手続きの中に国民の良識を反映させ、より良い刑事司法を実現するために設けられているものです。

審査の申し立てには、費用は一切かかりません。また、申立人の秘密は固く守られます。検察審査会の窓口では、申し立てについての相談を受け付けています。

詳しくは、仙台検察審査会事務局までお問い合わせください。

仙台検察審査会事務局

022―222―6111

農業所得の申告準備は早めに

農業所得の申告は、平成15年から原則として、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得を算出する「収支計算」による申告となっています。

収支計算による申告を行うためには、農業についての収入金額や必要経費に関する記帳と、出荷伝票や領収書などの保存が必要となりますので、来年の申告も円滑に行われるよう、早めに準備を始めましょう。

また、これまで例外的に認められていた「簡易計算」による農業所得の申告は、平成19年分の申告より廃止され、完全に「収支計算」による申告に移行することとなりました。簡易計算による申告をされていた方で収支計算が可能な方は、完全「収支計算」移行に向けて、来年の申告よりこの方式による申告をお願いします。

農業所得の申告について、ご不明な点のある方や詳細についてお知りになりたい方は、市庁舎1階税務課市民税係までお問い合わせください。

※申告相談の日程については、平成19年1月号の広報しろいしに掲載する予定です。

税務課市民税係

22―1313

市内で発生したトラブル



Do you know?

今年もいよいよ終わりが近づいています。今月は、今年市内で発生した悪質な販売によるトラブルについてご紹介いたします。

●9月末現在、市内で発生したトラブル

1位・通信販売、2位・店舗販売、3位・訪問販売、4位・ネガティブ商法、5位・マルチ商法

●通信販売：架空請求、資格取得教材、海外宝くじ、先物取引、ピンクチラシなど

●店舗販売：多重債務、賃貸アパート（原状回復）、化粧品、宝飾品、ゲームソフトなど

●訪問販売：保険関係、消火器補習教材、幼児教材、磁気ベルト、寝具、健康食品、電話関係（リース、マイライン）などこのほかにも、電話でのアポイントメント・セールスやキャッチセールス、送りつけ、マルチ商法といったトラブルが発生しました。販売員はプロです。「私は大丈夫」と、甘く見ていると非常に危険です。

契約に際しては即決せず、その商品が本当に必要かどうか一晩考えたり、家族と相談したりして決めましょう。

■「出会い系サイト」を利用した
デート商法

出会いのきっかけが携帯電話の「出会い系サイト」の場合は要注意です。恋愛感情を巧みに利用

問いさきうら消費生活相談室
2240783
(相談日 月水金9時～16時)

し、契約へと誘い込みます。

【事例】

最近、携帯電話を購入したAさんは、出会い系サイトのメールに好奇心から返信し、相手の女性とデートすることにしました。デート当日、相手に誘われるまま、女性の勤務する会社が主催するイベントに行ったAさんは、女性から「きつとあなたに似合うわ」と言われ、50万円もするペンダントを月々1万円で購入する契約を結びました。

しかし、やはり支払えないので解約しようと思い、女性に電話しましたが、その番号は現在使用されていませんでした。

【解決方法】

書面（契約書）を受け取った日を入れて8日間以内であれば、簡易書留でクーリング・オフの通知を出してください。

8日が過ぎた場合は契約に至った理由と解約理由を明記した通知書を出しますが、業者はなかなか解約に応じてくれません。違約金が発生することもありま

すので、早めに当相談室や最寄りの警察署に相談しましょう。

今回取り上げたデート商法のほか、電話やはがきで「当選した」、「旅行券が当たった」と誘い出すアポイントメント・セールスもありますので、十分注意してください。